

会議の傍聴について

傍聴を希望する方には、会場外の受付場所で申し込みを先着順によって受け付けるとともに、あらかじめ傍聴の際の注意事項を伝えます。議長により傍聴が許可された後、会場内に入室することとなります。

なお、傍聴の手続きや傍聴人の遵守事項等は、以下の「**飯能市学校運営協議会傍聴要領**」のとおりです。

飯能市学校運営協議会傍聴要領

(令和2年4月1日教育長通知)

(趣旨)

第1条この要領は、飯能市学校運営協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催時刻までに、先着順に受付において自己の住所、氏名、年齢その他会長が必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、議長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1)酒気を帯びていると認められる者
- (2)危険物又は懷疑の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3)前2号のほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人が守るべき事項)

第4条傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1)帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと。
- (2)飲食又は喫煙をしないこと。
- (3)静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (4)議事に批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5)前各号のほか、会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真等の撮影の禁止又は録音等の禁止)

第5条傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第6条傍聴人は、議事が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

第7条傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人数の制限)

第8条会長は、議場の事業により傍聴人の数を制限することができる。

(退場命令)

第9条会長は、傍聴人がこの要領に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場させることができる。

(その他)

第10条この要領に定めるもののほか傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。